

## 參考資料

# 参考資料

## 1. 策定の経緯

年	月	内 容	
平成 24年	4 ～ 6月	都計審（第1回） 平成24年5月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長から都市計画マスタープラン改訂を諮問</li> <li>・臨時委員（公募）任命</li> <li>・大津湖南都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、野洲市総合計画改訂概要説明</li> </ul>
		＜改訂方針（案）の策定＞	
	7 ～ 8月	都計審（第2回） 平成24年8月13日	・改訂方針（案）を審議し、改訂方針を決定
		＜改訂方針に従い、改訂（素案）を作成＞	
	9 ～ 10月	都計審（第3回） 平成24年9月28日	・改訂（素案）審議
		＜審議内容、委員意見を踏まえ、改訂（素案）を修正＞	
	11 ～ 12月	都計審（第4回） 平成24年11月8日	・改訂（素案）を審議し、市民に意見を求める改訂（案）を決定
		平成24年11月22日	＜改訂（案）をパブリックコメント前に市議会説明＞
		平成24年11月26日 から 平成24年12月17日	＜パブリックコメント実施＞
平成 25年	1月	都計審（第4回） 平成24年11月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改訂（案）に対する市民意見への対応審議</li> <li>・視聴に意見を答申</li> </ul>
		平成24年3月00日	＜市議会で議決＞
	3月	平成24年3月00日	（改訂）都市計画マスタープラン策定・公表

## 2. 都市計画審議会

### (1) 野洲市都市計画審議会条例

#### (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2の規定に基づき、都市計画行政の円滑な運営を図るため、野洲市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 市が定める都市計画に関すること。
  - (2) 都市計画について市が提出する意見に関すること。
  - (3) 開発許可等に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。
- （平20条例28・一部改正）

#### (組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 4人以内
- (2) 市議会議員 4人以内
- (3) 関係行政機関の職員 1人
- (4) 住民の代表者 3人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項を審議させるため、必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

#### (会長)

第5条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(2) 野洲市都市計画審議会委員名簿

(任期 平成 24 年 11 月 1 日～平成 26 年 10 月 31 日)

敬称略

	氏 名	備 考
第 3 条第 1 号委員 (学識経験のある者)	河村 能夫	龍谷大学地域連携フェロー
	松沢 松治	野洲市商工会
	岩崎 真治	野洲市農業委員会
	野洲 喜代治	行政職員 OB
第 3 条第 2 号委員 (市議会議員)	鈴木 市朗	市議会
	立入 三千男	市議会
	小菅 六雄	市議会
	梶山 幾世	市議会
第 3 条第 3 号委員 (関係行政機関の職員)	徳島 英和	滋賀県南部土木事務所長
第 3 条第 4 号委員 (住民の代表者)	富田 操	野洲市消費生活研究会
	大堀 義治	野洲市自治連合会
	坂 真佐子	野洲市女性団体連絡協議会
第 4 条委員 (都市計画マスタープラン改訂審議臨時委員)	能登 勝	公募委員 (都市計画マスタープラン改訂の審議が終了するまで)
	政本 幸三	公募委員 (都市計画マスタープラン改訂の審議が終了するまで)

■用語解説

	用 語	解 説
ア 行	アダプト制度	行政が、道路、公園、河川などについて、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度。アダプト (Adopt) とは、養子縁組をする意味。
	エコ・ミュージアム	エコロジー (生態学) とミュージアム (博物館) とをつなぎ合わせた造語で、住民の参加によって、その地域で受け継がれてきた自然や文化、生活様式を含めた環境を、永続的な方法で研究・保存・展示・活用していくという考え方。
	NPO (エヌ・ピー・オー)	NonProfit Organization の略で、政府・自治体や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。非営利組織。非営利団体。市民活動法人。市民事業体。
	大津湖南地域広域市町村圏	大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市で構成される広域行政の圏域。
カ 行	環境基本計画	環境基本法に基づき定める環境の保全に関する基本的な計画。
	区域区分	都市計画法に基づき、都市計画区域を、市街化を促進する市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域に区分すること。
	景観	良好な景観は、自然のみといった単一の要素で構成された景観だけではなく、人々の生活など、複数の要素が調和することによって作られるものであることから、野洲市では、景観とは『地域の自然、歴史、文化などと人々の生活、経済活動などさまざまな景観要素によって作られる、人の目に映る景色』としている。
	景観協定	地域のより良い景観の維持・増進を図るために、景観法に基づき、土地所有者等の全員の合意により、良好な景観の形成に関する事項を協定し、住民自らの手で自主的な規制を行うもの。
	建築協定	建築基準法等の一般的な制限以外に、一定の区域において関係権利者の全員の合意のもと、建物の敷地・構造・意匠などについて取り決める協定。
	建ぺい率	建築面積 (建坪) の敷地面積に対する割合。

	用語	解説
力行	コーディネーター	いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる係、役割。
	コーホート要因法	コーホート（同期間に出生した集団）ごとの時間変化を軸に人口の変化をとらえる方法であり、「出生」、「死亡」、「移動」等の要因により推計する方法。
サ行	サイン	符号、信号の意味であるが、ここでは、公共施設や観光施設等への誘導・PR等を行う案内図、案内板、案内標識等のこと。公的に設置するものは公共サインという。
	サポーター	支持者。後援者。
	市街化区域	都市計画法に基づき定められる、市街化を促進する区域。既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的、計画的に市街化を図る区域。
	市街化調整区域	都市計画法に基づき定められる、市街化を抑制する区域。
	市街地開発事業	計画的な市街地の形成を図るため、道路、公園等の整備とあわせて、宅地の利用増進、建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業。土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある。
	市街地再開発事業	市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物の共同化や公共施設の整備等を一体的に行う事業。
	指定管理者制度	公共施設の管理を、株式会社・民間業者などにもさせることができる制度。施設を所有する地方公共団体の議決を経て管理者の指定をする。管理者は民間の手法を用いて、弾力性や柔軟性のある施設の運営を行う事が可能となる。
	市民活動支援センター	市民活動に関する情報の収集や発信、市民活動団体等の交流の促進や支援に関する相談、まちづくりの協働の推進についての拠点となる施設。
	自由通路	主に鉄道駅の出入口を結ぶ区間で、橋上化等により線路等をまたぐ歩行者専用の通路。
	秀麗な	他のものより一段とりっぱで美しいこと。
	潜在的	外からは見えない状態で存在する状態。
即地的	地形・地物に合わせて示せる状態。	
タ行	タウンミーティング	行政当局が地域住民を集めて行う対話集会。

	用語	解説
夕 行	多角格子構造	近畿圏基本整備計画において目指すべき圏域構造として位置づけられたもの。各都市・地域が「核」となることを目指し、「多核」である近畿圏を形成する。また、各都市・地域間の「連携軸」を形成することにより「格子状」となり、「多核格子構造」を形成する。
	地域住宅計画	地方公共団体が法に基づいて作成した、公的賃貸住宅等の整備等に関する計画。地域の住宅に関する現状、課題、目標、目標を達成するための事業等についての方針、計画を定めるもの。
	地域地区	都市計画法で定めることのできる、土地利用や建築等に関する規制を行う地区。用途地域、高度地区、防火地域・準防火地域、風致地区等がある。
	地域防災計画	災害対策基本法に基づき定める災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関する計画。震災編、風水害編等がある。
	地区計画制度	良好な都市環境を形成するため、地区住民等の合意に基づいて、地区の将来像やルールをつくり、建物の用途、高さなどを定め、道路や公園・緑地などを確保していく制度。
	DID (ディー・アイ・ディー)	DIDは人口集中地区 (Densely Inhabited District) の略。国勢調査において、原則として人口密度が40人/ha以上かつ、人口5,000人以上の地区。
	デバイス	回路・システムの構成単位。その機能を果たす手段により電子デバイス・半導体デバイスなどおよび、電子デバイスは、電子の働きを応用し、増幅など能動的な仕事をする素子の総称。トランジスタ・電子管 (真空管等) など。
	点字ブロック (正式名称は視覚障害者誘導用ブロック) ※「点字ブロック」は財団法人安全交通試験研究センターの登録商標	歩道や公共建築物、駅のプラットフォームなどに敷設された視覚障がい者誘導用のブロック。介護者なしで歩く人の安全を図るためのもので、突起がつけられていて足の裏の触感で位置や方向が分かるようになっている。
	都市計画提案制度	市民や団体等が行う自主的な取り組みを都市計画行政に反映させることを目的とし、市民等が都市計画に積極的に参加し、都市計画の変更等の提案を行政に対して申し出ることができる制度

	用語	解説
タ行	都市再生機構	大都市等における市街地の整備改善や賃貸住宅の供給支援、UR 賃貸住宅の管理を主な目的とした独立行政法人。略称は UR 都市機構もしくは UR (Urban Renaissance Agency)。
	都市施設	都市計画法に基づき、都市計画に定められる施設。円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するために必要な施設。道路、公園、下水道等。
	土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備・改善、宅地としての利用の増進を図るため、土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画・形質の変更、公共施設の新設または変更などに関する事業。
	豊積の里	旧野洲川河口の肥沃な土壌と豊富な灌漑に恵まれ、有数に穀倉地帯として栄えてきた「豊積荘」の呼称に由来し、主として中主地域に広がる農業地域の総称。
ナ行	農業振興地域整備計画	市町村が、法律に基づき、土地の区分や農業上の用途区分など農業振興地域について定めるもの。
ハ行	パブリックコメント	行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、案に対して広く市民等から意見や情報を提出していただく機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。
	バリアフリー	障がいのある方やお年寄りの生活に不便な障壁（バリア）となるものを除去する考え方。道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂を作ったりするのがその例。
	PFI	Private Finance Initiative の略で、国や自治体が行ってきた社会資本整備などの公共事業を、民間の資金やノウハウを活用して行う手法のこと。
	ビオトープ	生物群集が存在できる環境条件を備える地域。生物群の生息場所。
	ビジョン	将来の構想。展望。
	ヒートアイランド現象	放出される人工熱や地表がコンクリートで覆われたことなどにより、都市部が周辺域より高い温度になっている現象。
	輻輳（ふくそう）	四方から寄り集まること。物事がひとつの場所に集中すること。

	用語	解説
ハ行	防火地域・準防火地域	市街地における火災の危険を防ぐため、建築基準法と連動しつつ建築物の防火上の構造制限が行われる地域地区の一種。
	ポケットパーク	道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースにベンチを置くなどして作った小さな公園。
マ行	マネージメントシステム	活動の目的を達成するようにうまく事業運営するため、体系的で透明性のある方法によって指揮及び管理する仕組みのこと。
ヤ行	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々に利用しやすい都市環境や生活環境、製品をデザインする考え方。
	容積率	建築物の延べ面積の、敷地面積に対する割合。
	用途地域	都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域。住居・商業・準工業・工業の各地域に大別される。
ラ行	ランドマーク	その土地の目印や象徴になるような地形・地物、大規模建造物。
	緑地協定	市街地の良好な環境を確保するため、都市緑地法に基づき、土地所有者等の合意により、住民自身による自主的な緑地の保全や緑化に関する協定。
ワ行	ワークショップ	参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会。